

第1回入札等制度検証委員会次第

日 時 平成18年10月12日（木）
午前 9 時30分～午前11時30分
場 所 正庁（本庁舎 5 階）

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 事務局紹介

5 委員長選任

6 議 事

(1) 県の検討体制について

(2) 入札等制度に関する県の課題認識について

(3) 各委員の意見交換

(4) 今後のスケジュールについて

7 閉 会

第1回入札等制度検証委員会席次

日 時：平成18年10月12日（木）

午前 9 時30分 ~ 午前11時30分

場 所：正庁（本庁舎 5 階）

委 員 長

会沢 テル 委 員

安齋 勇雄 委 員
安齋 利昭 委 員

相良 勝利 委 員

清水 修二 委 員
羽田 則男 委 員

行政経営 参 事	総務部参事 (PT主任)	副 知 事	総務部長	総務部参事 (PT副主任)	総務予算 参 事
		農林検査 参 事	建設行政 参 事		
事務局	事務局	事務局	事務局	事務局	事務局

報道席

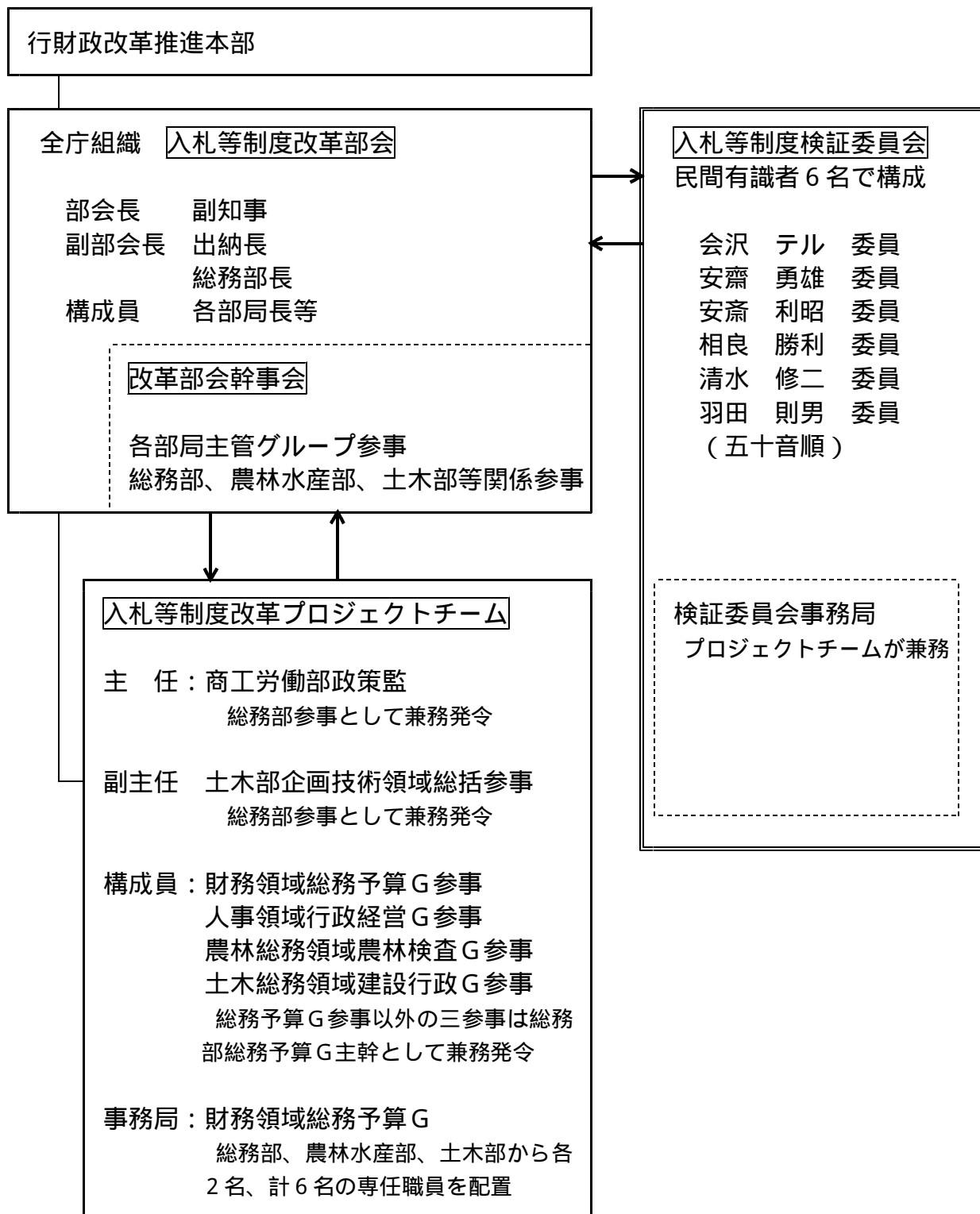
--	--	--

傍聴席

--	--	--

--	--	--

入札等制度改革に関する検証等組織について



入札等制度改革部会設置要綱

(設置)

第1条 入札等制度の在り方について、具体的実態調査等を踏まえて検証し、より公正かつ透明性の高い諸制度を確立するため、福島県行財政改革推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、行財政改革推進本部に入札等制度改革部会(以下「部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 部会は、副知事、出納長、直轄理事、部長、出納局長をもって組織する。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は副知事、副部会長は出納長及び総務部長をもってこれに充てる。

4 部会長は、必要に応じ、第1項に掲げる者以外を構成員とすることができる。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 入札等制度についての実態調査に関すること。

(2) 入札等制度について、より公正かつ透明性の高い諸制度の確立等に関すること。

(3) その他必要と認められる事項。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じ部会長が召集する。

2 部会長は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 部会に幹事会を置く。

2 幹事会の構成は、別表のとおりとする。

(プロジェクトチーム)

第6条 部会の支援や部局間の調整等にあたるため、「入札等制度改革検討プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

2 プロジェクトチームの構成は別記のとおりとする。

(庶務)

第7条 部会及び幹事会、プロジェクトチームの庶務は、総務部財務領域総務予算グループにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、部会等の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 2 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

名 称	構 成
入札等制度改革部会幹事会	構 成 : 各部局主管グループ参事 総務部、農林水産部、土木部等の関係参事

別記(第 6 条関係)

主 任 : 商工労働部政策監 (総務部参事兼務)

副主任 : 土木部企画技術領域総括参事 (総務部参事兼務)

構成員 : 総務部総務予算 G 参事

行政経営 G 参事 (総務部総務予算 G 主幹兼務)

農林検査 G 参事 (総務部総務予算 G 主幹兼務)

建設行政 G 参事 (総務部総務予算 G 主幹兼務)

事務局 : 総務部総務予算 G

事務局員 : 総務部、農林水産部、土木部等職員から主任が指名する者

入札等制度改革部会・同幹事会・プロジェクトチーム構成員

(平成18年10月2日現在)

部会構成員(第2条関係)

副知事(部会長)
出納長(副部会長)
直轄理事
総務部長(副部会長)
企画調整部長
生活環境部長
保健福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
土木部長
出納局長

幹事会構成員(第5条関係)

総合安全管理室参事
知事直轄知事公室県政広報グループ参事
総務部財務領域財政グループ参事
総務部人事領域職員研修グループ参事
総務部人事領域人事グループ参事
企画調整部企画調整総務領域総務企画グループ参事
生活環境部県民環境総務領域総務企画グループ参事
保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ参事
商工労働部商工総務領域総務企画グループ参事
農林水産部農林総務領域総務予算グループ参事
土木部土木総務領域総務予算グループ参事
土木部企画技術領域土木企画グループ参事
出納局総務管理グループ参事
出納局審査指導グループ参事

プロジェクトチーム(第6条関係)

商工労働部政策監兼総務部参事(主任)
土木部企画技術領域総括参事兼総務部参事(副主任)
総務部財務領域総務予算グループ参事
総務部人事領域行政経営グループ参事兼財務領域総務予算グループ主幹
農林水産部農林総務領域農林検査グループ参事兼財務領域総務予算グループ主幹
土木部土木総務領域建設行政グループ参事兼財務領域総務予算グループ主幹

福島県入札等制度検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 入札等制度に関し検証を行うとともに、必要な改善策を提言するため、福島県入札等制度検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 入札等制度についての課題等の検証に関すること。
- (2) 入札等制度についての必要な改善策の提言に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、知事が別に定める。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、入札等制度改革プロジェクトチーム事務局において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月3日から施行する。

福島県入札等制度検証委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
あいざわ 会 沢 テ ル	J A 福島女性部協議会会長
あんざい い さ お 安 齋 勇 雄	公認会計士
あんざい としあき 安 齋 利 昭	弁護士
さがら かつとし 相 良 勝 利	国立大学法人福島大学経済学類教授 福島県行財政改革推進委員会会長
しみず しゅうじ 清 水 修 一	国立大学法人福島大学経済学類教授 福島県入札監視委員会委員長
はねだ のりお 羽 田 則 男	日本労働組合総連合会福島県連合会会長

入札等制度に関する県の課題認識

- 1 公共工事における契約の在り方 資料 2 - 1
 - ・ より透明性、競争性、公正性を高めるには、どのような入札方法とすべきか（一般競争入札、指名競争入札等の比較・検証）
 - ・ 契約関係の情報公開はどうあるべきか
 - ・ 電子入札、郵便入札等のメリット、デメリットは何か
 - ・ 不正行為に対する罰則として賠償金の増額や指名停止期間の延長等が必要か
 - ・ 随意契約の適用基準は妥当か

- 2 公共工事における地産地消の在り方 資料 2 - 2
 - ・ 基本的な理念の再確認が必要か
 - ・ 公共工事において地産地消はどうあるべきか
 - ・ 地産地消に基づく発注方式と競争性のある入札制度の両立は可能か

- 3 財団法人福島県建設技術センターの在り方 資料 2 - 3
 - ・ センターがこれまで果たしてきた機能・役割とは何か
 - ・ 廃止する場合、今後も必要な機能があるとすれば、誰が担うべきか
 - ・ 情報管理の実態はどうなっているのか
 - ・ センターと関係業者の癒着・馴れ合いはなかったのか

- 4 技術系職員の建設関連企業・団体等への再就職の在り方
 - ・ 再就職の実態はどうなっているのか
 - ・ 再就職と談合との関係はあるのか
 - ・ 再就職の規制はできるのか

- 5 職員の意識改革及び情報管理の在り方
 - ・ 職員の意識改革をどのように図るべきか
 - ・ 情報管理の実態はどうなっているのか
 - ・ いわゆる「口利き」、「要望」、「要請」等の事案にどのように対応すべきか

- 6 その他
 - ・ 内部告発制度は必要か

公共工事における入札制度の概要

(平成18年10月1日)

設計金額	入 札 方 式		
24億1千万円 15億円 1億円 (一般土木) 5千万円	一 般 競 争 入 札 (平成6年12月1日～) 内容：24.1億円（10・11年度は24億3千万円、12・13年度は25億円、14・15年度は22億2千万円、16・17年度は24億3千万円）以上の建設工事について、工事の概要、入札参加資格などをあらかじめ公告し、一定の資格要件を満たした者により入札を行う。		
	公募型指名競争入札 (平成6年12月1日～) 内容：15億円以上24.1億円（10・11年度は24億3千万円、12・13年度は25億円、14・15年度は22億2千万円、16・17年度は24億3千万円）未満の建設工事について、入札参加者を公募し、希望者から、たとえば工事期間を短縮する方法などの施工をするうえでの技術の提案等を求めこれを評価のうえ指名する。	条件付き一般競争入札 (平成15年5月1日～) 内容：24.1億円未満の建設工事について、有資格業者名簿の格付け等級・評点、配置技術者の要件、同種・類似工事の実績、同規模工事の実績、地域要件などの条件を付して公告し、資格を確認された者により入札を行う。	総合評価方式 (平成18年8月1日～) 内容：条件付き一般競争入札の建設工事の中から抽出試行。 価格のほかに、企業や技術者の技術力等を評価し、技術と価格の両面から最も優れた者を落札者とする方式。 (標準型) H19年より抽出試行予定 安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減などの施工上の提案及び簡易型の評価項目による評価と入札価格とを総合的に評価する。
	技術評価型意向確認方式指名競争入札 (平成6年12月1日～) 内容：次表の建設工事について、指名業者数の2～3倍の業者を選定し、受注の意向を確認しながら併せて簡易な技術資料を求めこれを評価のうえ指名する。	<H18対象工事> ・3千万円以上の一般土木工事等から抽出 ・3千万円程度以上の橋梁上部工事	(簡易型) H18年より抽出試行 簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価と入札価格とを総合的に評価する。
	希望工種反映型指名競争入札 (平成6年12月1日～) 内容：次表の建設工事について、県が対象工事を施工できると認められる資格を満たした業者から、道路工事など自分が得意とする希望工種と併せて施工実績、技術力等を記載した申告書等を発注者に対して毎年度申告してもらい、発注者が、申告のあった者の中から希望工種等を考慮し指名することを基本とする。	指名競争入札 3千万円程度	指名競争入札
	指名競争入札 内容：5千万円未満の建設工事について、従来の指名競争入札方式を行う。	指名競争入札	指名競争入札

農林水産部・土木部発注データ(平成14年度～平成17年度)

入札方式		平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度		
		件数	金額(百万円)	平均落札率	件数	金額(百万円)	平均落札率	件数	金額(百万円)	平均落札率	件数	金額(百万円)	平均落札率
一般競争入札 (24.1億円以上)	農林水産部	1	10,794	94.32%									
	土木部				1	2,363	94.65%						
公募型指名競争入札 (15～24.1億円)	農林水産部				2	3,376	98.50%						
	土木部												
技術評価型意向確認方式 指名競争入札 (1～15億円)	農林水産部	7	2,857	97.07%	12	2,571	96.08%	14	2,783	92.68%	7	854	95.26%
	土木部	148	27,025	97.05%	58	16,621	97.25%	52	13,273	95.18%	27	5,000	94.53%
希望工種反映型 指名競争入札 (5千万円～1億円)	農林水産部	135	9,642	98.34%	122	8,644	97.12%	113	7,745	95.54%	77	5,600	95.08%
	土木部	228	14,666	98.27%	161	12,171	97.47%	149	10,773	95.38%	69	5,289	95.37%
指名競争入札 (5千万円以下)	農林水産部	822	16,231	97.95%	731	15,015	97.01%	646	12,546	95.04%	555	11,571	94.79%
	土木部	2,976	36,455	97.17%	2,366	30,857	96.21%	2,593	30,780	94.96%	2,277	29,581	95.00%
条件付き一般競争入札 (3千万円～24.1億円抽出試行)	農林水産部				3	124	91.61%	13	2,044	93.93%	26	2,479	94.18%
	土木部				26	7,022	94.73%	33	4,725	93.47%	57	13,511	93.18%
部合計	農林水産部	965	39,524	97.99%	870	29,730	97.00%	786	25,118	95.05%	665	20,504	94.80%
	土木部	3,352	78,146	97.24%	2,612	69,034	96.30%	2,827	59,551	94.97%	2,430	53,381	94.96%
県合計		4,317	117,670	97.41%	3,482	98,764	96.47%	3,613	84,669	94.99%	3,095	73,885	94.93%

福島県知事 佐藤栄佐久様

公共工事の入札制度に関する意見

平成18年9月22日

福島県入札監視委員会委員長 清水修二



今般、福島県発注の公共工事をめぐる談合事件が発生し、逮捕者を出すに至っていることはまことに遺憾であり、入札監視委員会としても慚愧に堪えないところです。今回の問題は、本委員会の監視の方法に改善を要する点のあることを物語っておりますが、それとともに、現行の入札制度そのものにも改善・改革を加える必要があると考える次第です。

本県の公共工事の入札制度について、以下のような改善策を検討すべきであると考えます。福島県入札監視委員会設置要項第7条にもとづき、意見具申をいたします。

(1) 条件付き一般競争入札の一般的適用

WTO対象工事の「一般競争入札」を除き、工事規模の大小に関わらず「条件付き一般競争入札」とする。指名競争入札はその方法を問わず廃止する。

なお、一般競争入札には固有の実施上の困難も予想されるので、実施にあたっては綿密な研究・検討を行っていただきたい。

(2) 随意契約要件の厳格な適用

継続工事、特許技術、守秘義務等を理由とした随意契約の適用を、従来よりも厳格にし、随意契約の件数を大幅に縮減する。

(3) 地域要件の緩和

工事受注者の事務所の所在地を限定すること自体は否定されるべきではないが、その範囲を従来よりも拡大する。

(4) 最低制限価格の公表

入札の実施後に、最低制限価格を公表する。

(5) 郵便による入札または電子入札制度の導入

まずは郵便、さらにはインターネットによる入札を実施する。

(6) 入札に関する情報公開

当局は、県の公共工事に関する次のような情報を積極的に公開することとする。すなわち「工事種類別の落札率」「工事ごとの受注業者名」「随意契約とその事由」等。

(7) 入札制度改革検討委員会（仮称）の設置

公正かつ有効な入札制度について検討し改革案を策定する委員会を、第三者を加えた形で早急に立ち上げる。

なお、予定価格を算定する建設技術センターの業務内容の検証もなされる必要があると思われまます。

以上。

公共工事と地産地消の在り方について

～「福島県地産地消推進プログラム」(H17.11.14改定)より抜粋～

1 趣旨

「地産地消」の考え方を県政のあらゆる分野において展開することにより地域の活性化を促進する。

地域経済循環を活性化するための本県経済を支える重要な施策の一つとして位置付け、全県的な運動として取り組む。

2 推進に当たっての視点

- (1) 各経済主体が、地域全体をひとつの経営体としてとらえ、それぞれの立場で行動することにより、地域全体の活性化のために貢献する。
- (2) 域内県内の各経済主体同士が相互に利益を高め合う方向で連携し緊密化を図る。
- (3) 閉鎖的・保護的な地域経済を目指すものではなく、域内外（県内外）の消費者等から評価を受けて、競争力のある地域経済の形成を推進する。

3 地産地消実践プログラム（県庁実践プログラム）

- (1) 適切な発注規模の設定等により、県内企業の受注機会の確保に配慮するとともに、下請負契約における県内企業の活用を促す。
- (2) 経常建設共同企業体制度及び特定建設工事共同企業体制度を活用することにより、全体の技術力を向上させる。

（参 考）

平成17年度 県内業者への発注割合（公共工事のみ）

（単位：％）

県名	件数ベース	金額ベース	備考
福島県	94.0	90.4	県全体
青森県	90.6	81.0	県全体
岩手県	92.3	86.1	県全体
宮城県	85.1	75.7	県全体(1千万円以上)
秋田県	96.0	87.8	建設交通部のみ
山形県	94.7	79.6	土木部のみ

5県については聞き取り調査による。

平成18年度公社等点検評価表（付表1：概要）

公社等の名称	財団法人 福島県建設技術センター				
設立根拠法令	民法第34条				
設立年月日	昭和53年4月1日				
代表者職氏名	理事長 里見 修平				
事務所の所在地	福島市中町7番17号				
ホームページアドレス	http://www.fctc.or.jp/	電話番号	024-522-5123		
県所管グループ	土木部 土木企画グループ	電話番号	024-521-7567		
設立目的	建設事業に関する技術及び事務の改善を図り、福島県内における建設事業の振興発展に寄与すること。				
資本金・基本金 (単位:千円)	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末予定
	676,932	676,932	676,932	676,932	676,932
県出資額 (構成比)	172,000 (25.4%)	172,000 (25.4%)	172,000 (25.4%)	172,000 (25.4%)	172,000 (25.4%)
17年度末出資等 内訳 (単位:千円) 県分を除く。	出資順位	団体名		出資額	構成比
	1	いわき市		1,208	0.18%
	2	郡山市		970	0.14%
	3	福島市		893	0.13%
	4	会津若松市		501	0.07%
	5	須賀川市		377	0.06%
主な事業内容 (詳細:付表2)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設事業に関する研究及び相談 2 建設事業に関する調査、試験・研究、設計及び監理の受託 3 建設事業に関する研修 				

「寄附行為」又は「定款」を添付してください。

平成18年度公社等点検評価表（付表3：経営状況）

（単位：千円）

区 分		14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度決算	16/14	17/14
収 支 の 状 況	収入	1,933,457	1,822,809	1,818,550	1,452,892	94.1%	75.1%
	当期収入合計	1,579,461	1,432,840	1,548,209	1,186,796	98.0	75.1
	※基本財産運用収入	721	721	721	720	100.0	99.9
	※事業収入	1,362,957	1,227,441	1,090,550	1,143,499	80.0	83.9
	※補助金等収入	76,091	64,928	48,216	33,093	63.4	43.5
	※雑収入	4,258	5,634	6,356	7,708	149.2	181.0
	※特定預金取崩収入	134,713	132,970	401,047	181	297.7	0.1
	前期繰越収支差額	353,996	389,969	270,341	266,096	76.4	75.2
	支出	1,543,488	1,552,468	1,552,454	1,142,312	100.6	74.0
	※人件費総額	769,930	728,977	738,770	706,109	96.0	91.7
※管理費(除人件費)	56,461	54,060	45,713	50,118	81.0	88.8	
※事業費(除人件費)	443,269	384,988	262,219	248,590	59.2	56.1	
当期収支差額	35,973	-119,628	-4,245	44,484	-11.8	123.7	
次期繰越収支差額	389,969	270,341	266,096	310,580	68.2	79.6	
財 産 の 状 況	資産	3,564,876	3,536,294	3,521,109	3,608,404	98.8	101.2
	流動資産	478,231	339,319	329,784	404,056	69.0	84.5
	固定資産	3,086,645	3,196,975	3,191,325	3,204,348	103.4	103.8
	負債	396,223	410,681	412,815	455,405	104.2	114.9
	流動負債	160,631	135,621	128,602	158,784	80.1	98.9
	※借入金	0	0	0	0	-	-
	固定負債	235,592	275,060	284,213	296,621	120.6	125.9
	※借入金	0	0	0	0	-	-
正味財産	3,168,653	3,125,613	3,108,294	3,152,999	98.1	99.5	
うち当期増減額	15,001	-43,040	-17,319	44,705	-115.5	298.0	

- 1 「平成17年度事業報告書・決算書」及び「18年度事業計画書・予算書」を添付してください。
- 2 「補助金等」には、補助金・負担金・交付金・委託料を含むものとします。
- 3 「収支の状況」の区分は、貴公社等の勘定科目に併せ、適宜修正することは可能です。

平成18年度公社等点検評価表（付表5：組織人員体制）

1 役職員の状況

（単位：人）

区 分		15年度末	16年度末	17年度末	18年度	17/15	18/15
役 員 監 査 官 （ む）	常勤役員	4	4	4	4	100 %	100 %
	プロパー						
	民間						
	県OB	2	2	2	2	100.0	100.0
	県現職派遣	2	2	2	2	100.0	100.0
	その他						
	非常勤役員	14	14	13	13	92.9	92.9
	民間			1	1	-	-
	県OB						
	県現職	2	2	1	1	50.0	50.0
その他	12	12	11	11	91.7	91.7	
合 計		18	18	17	17	94.4	94.4
職 員	常勤職員	92	88	83	80	90.2 %	87.0 %
	プロパー	36	36	36	36	100.0	100.0
	民間						
	県OB	4	3	3	3	75.0	75.0
	県現職派遣	25	25	26	26	104.0	104.0
	その他	27	24	18	15	66.7	55.6
	非常勤職員	18	19	18	15	100.0	83.3
	嘱託員	1	1	1	1	100.0	100.0
	臨時職員	17	18	12	10	70.6	58.8
	人材派遣			5	4	-	-
その他							
合 計		110	107	101	95	91.8	86.4

- 1 役員状況について、別紙2に記載してください。
- 2 平成18年7月1日現在の組織図を添付してください。
- 3 役員と職員を兼務する職員については、役員にカウントしてください。

2 職員の年齢構成（平成18年7月1日現在）

（単位：人）

区 分		～30歳	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～
管 理 職 員	プロパー					6	1	1	
	民間								
	県OB								
	県現職派遣				2	3	8	4	
	その他								
一 般 職 員	プロパー	3	7	6	10	1		1	
	民間								
	県OB								3
	県現職派遣	1	2	3	3				
	その他	3	7	5					

公社等外郭団体の点検評価に関する報告書

平成17年10月31日

福島県公社等外郭団体点検評価委員会

委員長 星野 二

委員 安齋 勇雄

委員 大宮 三枝子

6. 財団法人福島県建設技術センター

当社は、建設事業に関する技術及び事務の改善を図り、県内における建設事業の振興発展に寄与することを目的として、昭和53年4月に民法第34条により設立された公益法人である。

(1) マネジメントサイクルの確立

当社では、これまで中長期的な経営計画は策定されていないが、現在、外部識者も加えて、平成18年度から20年度を期間とする「中期経営計画」を検討中である。これは、近年の公共事業削減に伴い公社事業が減少する状況、あるいは「公社等外郭団体への関与等に関する指針」運用への速やかな対応と考えられるが、策定に当たっては下記事項について、十分検討する必要がある。

(2) 主体的・自立的な公社等経営の確立

当社は、常勤役職員87名のうち県職員の派遣が28名あり、土木部の別動部門のように見受けられる。公社事業が減少する現状をとらえ、事業内容、職員一人ひとりの執行方法の見直しなどを図ることにより、県職員派遣の削減を検討し、自立した公社経営への転換を図るべきである。

併せて、間接部門の効率化という観点からは、管理部門の重い現在の組織機構の見直しも急務である。

(3) 民間等との役割分担を踏まえた今後の在り方

(行政が実施する) 建設事業に係わる調査、計画、設計、工事管理について当社が果たす役割は重要であるが、現在は手薄とされる市町村技術職員の状況、民間との役割分担を踏まえ、自ら定めた「市町村事業の受託方針」に基づき、継続的に業務受託の見直しを図るべきである。

また、県としても、「公社への業務委託基準」に基づき、自ら適切な委託業務の発注に努めるとともに、公社の業務受委託の運用については、必要に応じ、助言等を行うべきである。

(4) 環境変化を踏まえた個別事業等の見直し

各種積立金1,170百万円については、公益法人の本来の在り方からすれば、研修事業など公益性の高い事業への充当等有効活用を早急に検討すべきである。

今後のスケジュールについて（想定）

- | | |
|-----------|---|
| 10月12日（木） | 第1回入札等制度検証委員会 |
| 10月中旬 | 第2回（契約及び地産地消の在り方） |
| 10月下旬 | 建設関係企業・団体、市町村、県民等からの意見聴取 |
| 11月上旬 | 第3回（建設技術センター及び再就職の在り方） |
| 〃 | 第4回（契約及び地産地消の在り方） |
| 11月中旬 | 第5回（中間取りまとめ）
・契約及び地産地消について
・建設技術センター及び再就職について |
| 11月下旬 | 第6回（職員の意識改革及び情報管理の在り方） |
| 12月上旬 | 第7回（最終報告素案取りまとめ） |
| 12月中旬 | 第8回（最終報告案の検討） |
| 〃 | 最終報告 |